

事業承継を 円滑にする方法

売買

贈与

遺言

遺産分割は「争続」のもと

贈与・遺言も一長一短

遺留分の対策は



つまこい法律事務所

弁護士 佐久間大輔

【目次】

Q1 : 事業承継を進めるには？	-----1
Q2 : 事業承継は相続人任せでもよいか？	-----2
Q3 : 事業承継を経営者の生前に完了しておくには？一売買	-----3
Q4 : 事業承継を経営者の生前に完了しておくには？一生前贈与	-----4
Q5 : 生前贈与をしても旧経営者の影響力を保持するには？	-----5
Q6 : 事業承継を生前に準備しておくには？一遺言、死因贈与	-----6
Q7 : 株式を贈与または遺贈、相続させる際の留意点は？	-----8
Q8 : 非後継者の遺留分を考慮しないと？	-----9
Q9 : 遺留分の放棄はできるか？	-----10
Q10 : 遺留分の特例を使うには？一除外合意	-----11
Q11 : 後継者とならない相続人に対する配慮はあるか？	-----14
Q12 : 特例を受けるための経済産業大臣の確認とは？	-----15
Q13 : 特例を受けるための家庭裁判所の許可とは？	-----16
Q14 : 合意の効力が消滅することはあるか？	-----17
Q15 : 遺留分の特例を使うには？一固定合意	-----18
Q16 : 企業内承継の長所・短所は？	-----20

つまこい法律事務所
弁護士 佐久間大輔
TEL: 03-6806-0265 FAX: 03-6806-0266
電話受付 月曜日～金曜日 9:00～18:30



【用語解説】

経営承継円滑化法：

本パンフレットでは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律を、「経営承継円滑化法」と略称します。

特例中小企業者：

経営承継円滑化法2条に定められた中小企業者(例えば、小売業では資本金の額が5000万円以下または従業員の数が50人以下の会社または個人)のうち、3年以上継続して事業を行っている非上場会社をいいます。本パンフレットでは、単に「中小企業」といいます。

旧代表者：

特例中小企業者の代表者であった者(代表者である者を含みます。)であって、他の者に対して特例中小企業者の株式等の贈与をしたものをいいます。本パンフレットでは、単に「旧経営者または現経営者」ないし「経営者」といいます。

後継者：

旧代表者から特例中小企業者の株式等の贈与を受けた者(特定受贈者)または当該特定受贈者から株式等を相続、遺贈・贈与により取得した者であって、特例中小企業者の総株主(完全無議決権株式を除きます。)または総社員の議決権の過半数を有し、かつ、特例中小企業者の代表者であるものをいいます。同法を活用しなければ、この要件を充足する必要はありませんが、本パンフレットでは基本的に同法の定義した後継者を対象とします。

推定相続人：

経営承継円滑化法のいう「推定相続人」とは、相続が開始した場合に相続人となるべき者のうち被相続人の兄弟姉妹及びこれらの者の子以外のものをいいます。民法上の相続人とは範囲が異なりますが、本パンフレットでは、単に「相続人」といいます。

株式等：

経営承継円滑化法のいう「株式等」とは、株式会社の株式または持分会社の持分をいいます(完全無議決権株式は除外されます。)。本パンフレットでは、単に「株式」といいます。



・ Q1: 事業承継を進めるには？

事業承継を行うためには、中小企業の株式や事業用資産(不動産、現金、預金など)を後継者に対して円滑に、かつ集中して承継しなければなりません。

また、事業承継を行うに当たって、後継者が株式や事業用資産の購入資金を準備したり、贈与税や相続税の納付資金を準備したりしなければなりません(ただし、納税猶予の特例があります。)。中小企業が第三者から株式を購入することもあり、資金の調達をする必要があります。

さらに、後継者を経営者が現役のうちに決め、その教育をしなければならず、後継者には経験を積みつつ、段階的に権限を委譲していくことが考えられます。親族、役員、従業員、取引先、金融機関などの関係者の理解を得る必要もありますので、事業承継には時間がかかります。

そのため、事業承継は計画的に実行するのが肝要です。

中小企業の経営者や後継者その他

の相続人にとって節税は重視されるべきですが、それにより事業承継を遅らせたり、不十分にしたりすることは得策ではありません。事業承継を円滑に実行することを至上命題とするべきでしょう。

事業承継を計画的に進めていくには、まず中小企業の経営資源や経営環境、株主の構成、後継者候補の能力、経営者や後継者の資産等の現状を分析します。

中小企業においては親族から後継者を選定することが多いですが、親族内で適当な後継者がいなければ、企業内や外部から後継者を選定する、または、株式譲渡、合併、会社分割、事業譲渡などのM&Aにより第三者に経営してもらうことが考えられます。M&Aであっても、雇用の確保や取引先の維持が図られて中小企業の事業活動の継続に資するものであり、さらに売却代金により経営者の生活資金が確保されるのであれば、検討課題となり得ます。



Q2: 事業承継は相続人任せでもよいか？

経営者であった父が死亡し、子の1人が後継者になっている場合、母や他の子もいれば、相続人となります。法定相続分は、父の妻である母が2分の1、残りの2分の1を子らで頭割りして分けることとなります。

父に遺言がなければ、相続人の間で遺産分割協議をすることになります。協議が整えば、遺産分割協議書を作成します。相続人は、協議書に署名をし、実印を押して、印鑑登録証明書を添付します。

遺産分割の協議が整うのであれば、後継者の子が父が経営していた中小企業の株式や事業用資産を相続することができ、これらを金銭評価すると法定相続分よりも多かったとしても、相続をすることができます。しかし、事業用資産として土地や建物があったり、株式の価額が高く評価されたりすると、簡単には協議が整わないこともあります。特に相続財産に占める株式や事業用資産の割合が高いと、なおさら後継者とならない相続人が同意しない可能性が大きくなります。

協議が成立しなければ、家庭裁判所に遺産分割調停を申し立てることになりますが、それでは、後継者で

ある子が株式や事業用資産を相続するのに時間がかかったり、多額の負担を強いられたりして、後継者としての地位が不安定になります。特に株式は相続人が共有することになりますので、後継者が株式についての権利を行使する者に定められなければ、経営ができなくなります。逆に非後継者の相続人が過半数の相続分を有している場合には、非後継者が経営を支配することになりかねません。また、重要な事業用資産である不動産も相続人の共有となるので、その持分が売却されたり、差し押さえられたりする危険性があり、新たな共有者から共有物分割請求を受ける可能性も否定できません。

そればかりか、金融機関からの資金繰りに支障を来したり、取引先などの対外的な信用が低下したり、従業員が動揺したりするなどの影響が出てくることでしょう。

後継者に株式や事業用資産を承継させる対策を何もせず、相続人任せにするのはお勧めできません。円滑に事業承継を行う方法として、売買(Q3)、生前贈与(Q4)、遺言・死因贈与(Q6)があります。



Q3 :事業承継を経営者の生前に完了しておくには？－売買

相続、遺言や死因贈与は、旧経営者または現経営者の死亡により承継がなされるものですが、生前に後継者に対して株式や事業用資産を承継させる方法もあります。その一つが売買です。

売買においては、買主が売主に売買代金を支払うので、有償の契約になります。株式の代金額は純資産額を株式数で除する方法(純資産価額方式)で算出するのが簡便ですが、類似業種比準方式の方が評価額が低くなることがあります。いずれにせよ、代金を買主である後継者が準備しなければなりません。この資金調達が売買のデメリットともいえますが、資金を出さない遺言や贈与とは違い、時価より不相当に低い金額で売らなければ、後継者とならない相続人より遺留分減殺請求を受けることを避けることができますので、逆にメリットとなります。なお、低廉な価格で売ってしまうと、時価との差額が贈与と認定され、贈与税が課税される可能性がありますので、留意してください。

また、あくまで契約ですから、売主である経営者の生前に行わなければならないのですが、まさに、この生

前に承継が完了しているということが売買の特長といえます。生前に承継を完了させるのであれば計画的に実行できますし、経営者が病気にかかって経営に携われなくなったとしても慌てずに済みます。何よりも後継者の地位が安定することもメリットでしょう。

経営承継円滑化法では、経済産業大臣の認定を受ければ、中小企業の経営者の死亡または退任に伴い株式や事業用資産を取得するための資金等を、後継者が日本政策金融公庫または沖縄振興開発金融公庫から借り入れることができるようになりましたので、同法を活用した資金調達を検討してください。

これとは別に、中小企業が後継者とならない株主から株式を買い取り、後継者の持株比率(議決権割合)を高め、これにより後継者の地位を安定させることが考えられます。中小企業が経営者から土地や建物など重要な事業用資産を買い取ることも考えられます。経済産業大臣の認定を受けた中小企業は、この資金を、信用保証協会の通常の保証枠とは別枠で保証を受けて金融機関から借入れをすることができます。



Q4 : 事業承継を経営者の生前に完了しておくには？－生前贈与

生前贈与も、売買と同様に契約ですから、旧経営者または現経営者の生前に行うものですが、無償である点が売買と異なります。ただし、贈与税を納付する資金を確保しておくか、納税猶予の適用を受けなければなりません。

受贈者である後継者が購入資金を準備しないでよく、また株式や事業用資産の承継が完了する点がメリットですが、後継者とならない相続人から遺留分減殺請求を受ける可能性がある点がデメリットといえましょう。

無償であるとしても、負担付で贈与することはできます。例えば、受贈者である後継者に対し、贈与者である旧経営者または現経営者を扶養するとの義務を負わせることができます。この義務(負担)を履行しないときは、贈与者は贈与契約を解除することができます。

後継者に株式や事業用資産を贈与するのであれば書面を作成した方がよく、書面による贈与は当事者が一方的に撤回することはできません。逆に、書面によらない贈与は履行の終わった部分を除き当事者が撤回できますので、特に後継者側が不利になるでしょう。

書面を作成して贈与することが望ましいとしても、後継者に株式や事業用資産を無償で承継させてしまうことに懸念があれば、一定の条件を付し、その条件(これを「停止条件」といいます。)が成就したときに贈与の効力が生ずるとすることができます。例えば、承継する事業に必要な資格や許認可を得たことを条件とすることが考えられます。条件を付すことにより段階的に贈与をすることが可能となります。逆に条件(これを「解除条件」といいます。)が成就したときに贈与の効力を失うこととすることもできます。例えば、後継者が経営者の子と婚姻したことにより事業承継を行う場合、その婚姻関係が破綻したことを条件とすることが考えられます。条件を付すと、いったん贈与するとしても、受贈者である後継者の資質を見極めることができるようになります。ただ、後継者の地位を不安定にしますので、慎重に検討しましょう。

また、贈与には期限を付することもできます。段階的に贈与することができますが、贈与税の基礎控除(年110万円)を利用できますが、連年贈与と認定されると一括して贈与税が課税されるので、留意してください。



Q5 :生前贈与をしても旧経営者の影響力を保持するには？

後継者に株式や事業用資産を贈与し、中小企業の代表者として経営を任せるといっても、不安があるという場合は、Q4で述べたとおり贈与に条件や期限を付けることが考えられます。

贈与に条件や期限を付けるのではなく、株式や事業用資産の全部を贈与するとしても経営には一定の影響力を保持したいという場合、拒否権付種類株式を活用することが考えられます。

拒否権付種類株式とは、株主総会で決議すべき事項のうち、株主総会の決議のほか、当該種類株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議があることを必要とする種類株式をいいます。一定の株主総会決議事項について拒否権を有するものであり、「黄金株」ともいわれています。

第三者割当ての方法により、経営者に拒否権付種類株式を1株発行すればよく、議決権制限株式(Q7)のような出資金の準備は必要ありません。

拒否権付種類株式を発行する場合、定款変更をし、①当該種類株主総会の決議があることを必要とする事項、②当該種類株主総会の決議があることを必要とする条件を定めるときは

その条件、③発行可能種類株式総数を定めます。①の決議事項の範囲を広くすると、旧経営者と後継者との意見が対立した場合に経営に支障を来すことがありますし、後継者の意欲をそぐことになるので、役員解任、資本金額の減少、定款変更、事業譲渡、解散などの特別決議事項に限定すべきでしょう。

また、拒否権付種類株式は経営に強い影響力を及ぼしますので、旧経営者が長期間所持するのは必ずしも好ましいものではなく、後継者とならない相続人に拒否権付種類株式が渡ってしまうと経営に混乱が生ずるおそれがあります。旧経営者の生前に一定の期間を経過したら中小企業が拒否権付種類株式を取得して償却することをあらかじめ取り決めておいた方がよいでしょう。



Q6 :事業承継を生前に準備しておくには？－遺言、死因贈与

遺言

遺言は、旧経営者または現経営者が生前に遺言書を作成しておくこと、死後に遺言に基づく財産の承継がなされます。

遺言の効力は経営者が死亡してから、すなわち相続が開始してから生ずることになります。その意味では、事業承継が経営者の生前に事業承継が完了している売買や生前贈与に劣るといえましょう。

遺言には、①自筆証書遺言、②公正証書遺言、③秘密証書遺言の3種類がありますが、通常は①または②の方式が利用されています。

自筆証書遺言は遺言者が全文、日付、署名を手書きし、押印をします。遺言を書くのに費用はかからず、証人は不要なので、遺言者が単独でいつでも書くことができるし、いつでも書き直すことができるという長所があります。しかし、紛失や偽造のおそれがあり、形式が整わないと無効になるという短所があります。また、相続が開始したら、遅滞なく家庭裁判所に遺言書を提出して検認を請求しなければなりません。

これに対し、公正証書遺言は公証

役場で作成します。遺言者が口授した内容を公証人が書き、証人2人以上の立会いのもとで、証人(2人以上)を含めた全員で署名、押印して作成します。公正証書遺言は、紛失や偽造のおそれがなく、形式が整わずに無効となることもなく、家庭裁判所の検認手続が不要となり、遺言執行者が速やかに遺言執行をすることができますので、これが長所となります。

公正証書遺言でも、費用と手数をかければいつでも作り直すことができますので、遺言者である経営者にとってみれば、後継者の資質を見極めるなどして承継の有無および内容を再検討することができます。他方、受贈者である後継者にとってみれば、遺言者がいつでも遺言の全部または一部を撤回することができるので、後継者としての地位が不安定になり、これが後継者の意欲をそぐなど事業承継を円滑に進める障害となる可能性があります。遺言による場合でも、経営者は慎重に検討すべきですし、場合によっては後継者とよく協議をして遺言を作成することが必要でしょう。

後継者に株式や事業用資産を承継することばかりを考え、後継者とならない相続人の遺留分(Q8)を侵害し



てしまつては、非承継者の相続人との紛争が誘発されます。非後継者が不満を持たないよう、他の財産(自宅用の不動産や流動性の高い現金・預金など)を相続させるといった配慮をした方がよいでしょう。非後継者が経営者の保証債務の履行をしないですむような手当てをしておくことも必要です。

また、遺言には負担を付けることができます。例えば、経営者の家族を扶養する、葬儀を執行する、負債を弁済することが考えられます。条件や期限を付けることができることは生前贈与(Q4)と同様です。

なお、実務上は、遺贈ではなく、「相続させる」との文言を使用することが多いですが、株式については株式会社の譲渡承認の対象とならず、不動産は相続人が単独で所有権移転登記手続きができます。他方、株式については株式会社の売渡請求の対象とな

りますので、留意してください。

死因贈与

死因贈与も、遺言と同様に、経営者の死後に財産の承継がなされます。

遺言と死因贈与は、前者が遺言者の単独行為である、後者が贈与者と受贈者との契約である点に違いがあります。また、自筆証書遺言では前述した要式が整っていなければならず、検認が必要ですが、死因贈与では要式は定められておらず、検認も不要です。ただ、遺贈に関する規定が準用されるので、両者には法律上それほどの違いはありません。

死因贈与が契約であるとはいえ、贈与者は撤回ができますので、受贈者である後継者の地位が不安定になることも変わりありません。



Q7 :株式を贈与または遺贈、相続させる際の留意点は？

後継者に対して株式を生前贈与する、または遺言により相続させる、もしくは遺贈する場合は、できる限り、役員解任、資本金額の減少、定款変更、事業譲渡、解散などの重要事項につき、株主総会で特別決議ができる3分の2以上を後継者に取得させた方がよいでしょう。少なくとも過半数を取得させるべきです。

一方、遺留分(Q8)を考慮して、後継者とならない相続人にも株式を贈与等することが考えられます。その場合は、非公開会社であれば議決権制限株式の発行限度はありませんので、第三者割当ての方法によりあらかじめ経営者に議決権制限株式を発行しておき、後継者となる相続人には議決権のある普通株式を、非後継者の相続人には議決権制限株式を贈与等しておくことで、後継者に議決権を集中させることができます。非後継者に贈与等するのは、全ての決議事項について議決権のない「完全無議決権株式」にしておく方がよいでしょう。

ただし、第三者割当てによると、経営者が引き受けた株式の対価を払い込みしなければなりません。割当てを受ける者が経営者だからといって、著しく低廉な払込金額を株主総

会で決議することはできませんので、出資金の準備が必要となります。

これに対し、株主が経営者一人であれば、非後継者に贈与等する株式を議決権制限株式に変更することが考えられます。この方法によれば出資金は不要となります。ただ、株主が複数いる場合は、経営者の有する株式を議決権制限株式に変更すると経営者に議決権を集中させることができなくなります。株式無償割当ての方法により、経営者以外の株主にも議決権制限株式を割り当てること考えられ、この場合では、他の株主への影響が少ないため、定款変更に必要な3分の2以上の特別決議が可決される可能性があります。

なお、議決権制限株式を発行する場合には、定款変更をし、①株主総会において議決権を行使することができる事項、②議決権の行使の条件を定めるときはその条件、③発行可能種類株式総数を定めなければなりません。

非後継者の相続人に議決権制限株式を贈与等する場合、その代償として優先配当権を設定するなどした方が、非後継者の不満を緩和させることになるでしょう。



Q8 :非後継者の遺留分を考慮しないと？

生前贈与、遺言、死因贈与を行うと、後継者とならない相続人の遺留分を侵害することがあります。遺留分について、被相続人の財産のうち相続人が取得することが割合に応じて留保されており、その限度で遺贈や贈与が制限されています。ですから、非承継者の相続人は、受遺者または受贈者に対し、遺留分の保全に必要な限度で、侵害された遺留分減殺請求をすることが認められています。

遺留分は、相続財産の価額と贈与した財産の価額との合計額から債務の全額を控除した金額に、配偶者や子については2分の1、直系尊属のみが相続人である場合は3分の1の割合を乗じて算定します。この割合は総体のものですので、遺留分権利者が複数いる場合には法定相続分に従って算出されます。例えば、配偶者と子が2名いる場合は、配偶者が4分の1(=1/2*1/2)、子がそれぞれ8分の1(=1/2*1/2*1/2)となります。なお、兄弟姉妹とその子は遺留分権利者にはなりません。

遺留分算定の基礎となる贈与は、相続開始前の1年間にしたものに限りその価額を算入しますが、当事者双方が遺留分権利者に損害を加えるこ

とを知って贈与をしたときは1年前の日より前にした贈与についてもその価額を算入します。婚姻・養子縁組のため、または生計の資本として贈与がなされたときは、「特別受益」として贈与の時期にかかわらず、その価額を算入します。

この価額は相続開始時を基準にして評価します。事業承継においては、後継者に株式を贈与した場合は特別受益となり、後継者の経営努力によって株価が上昇したときに遺留分を侵害することになってしまい、遺留分減殺請求により争いが起こるといった問題が生じます。

株式だけでなく、事業用資産を生前贈与して、後継者に経営資源を集中させたとしても、遺留分を侵害すれば非後継者である相続人から遺留分減殺請求がなされて、結果として経営資源の集中につながらず、紛争が長引けば、後継者の経営意欲が低下したり、対外的な信用が低下したりするなどの影響が出てくることになります。

この弊害を除去するため、遺留分制度の特例を設けたのが経営承継円滑化法です。



・ Q9 :遺留分の放棄はできるか？

後継者とならない相続人からの遺留分減殺請求による紛争を防止するため、遺留分の放棄をすることが考えられます。

遺留分権利者となる相続人は、相続の開始前に家庭裁判所の許可を受けて遺留分の放棄をすることができます。

後継者とならない相続人が遺留分放棄に同意をして各自で家庭裁判所の許可を得ればよいのですが、後継者が代わって許可を受けることはできませんので、非後継者の相続人が手続を踏んでくれなければ放棄の効力は生じないというデメリットがあります。

また、共同相続人の1人のした遺留分の放棄は他の各共同相続人の遺留分に影響を及ぼしません。相続人間で後継者とならない相続人に関する遺留分の放棄が合意され、一部の共同相続人が家庭裁判所の許可を受けたとしても、他の共同相続人が個別に許可を受けなければ、許可のない相続人に関する遺留分の放棄の効力は生じません。

さらに、許可の申立てが個別に行

われるため、家庭裁判所の判断も個別になり、統一的な遺留分放棄がなされない可能性があります。

なお、相続開始後に遺留分の放棄をすることは自由であり、そのための手続は不要なのですが、あくまで共同相続人の意思次第ということになります。

そうすると、遺留分の放棄は事業承継をするための一つの手続にはなり得ますが、遺言により後継者に株式を集中させたとしても、結果として株式の分散を防ぐことができないことがあり、円滑な事業承継を行い、後継者の地位を安定させることはできない可能性が出てきます。他方、遺留分の放棄が後継者とならない相続人間で区々になれば、相続人間の衡平を確保することもできなくなるでしょう。

この手続面の修正をしたのが、経営承継円滑化法における経済産業大臣の確認(Q12)と家庭裁判所の許可(Q13)です。これらの確認申請や許可申立ては後継者が単独で行うことができるのが特長です。



・ Q10 :遺留分の特例を使うには？－除外合意

経営承継円滑化法の目的

民法では、株式の生前贈与(特別受益も含みます。)は遺留分算定の基礎とされます。これを修正したのが、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(経営承継円滑化法)です。

経営承継円滑化法は、中小企業の代表者の死亡等に起因する経営の承継がその事業活動の継続に影響を及ぼすことにかんがみ、遺留分に関し民法の特例を定めることにより、中小企業における経営の承継の円滑化を図り、もって中小企業の事業活動の継続に資することを目的としています。

除外合意

相続の開始が円滑な事業承継を阻み、後継者の地位が不安定とならないよう、遺留分に関する民法の特例を設けたのが、「除外合意」です。

旧経営者または現経営者(経営承継円滑化法では「旧代表者」といいます。)の相続人(兄弟姉妹とその子を除きます。)と後継者は、その全員の合意をもって、書面により、当該後継者が経営者からの贈与または当該特定受贈者からの相続、遺贈・贈与に

より取得した中小企業(同法では「特例中小企業者」といいます。)の株式(持分も同様です。)の全部または一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないとの合意(除外合意)をすることができます。

この除外合意により、株式の分散を防止することができます。

取得の方法

株式の取得方法の第1として、経営者から後継者への生前贈与があります。中小企業の株式等の贈与を受けた者を経営承継円滑化法は「特定受贈者」と呼んでいます。遺言は、遺言者である経営者が、いつでも遺言の全部または一部を撤回することができますので、遺言により取得する株式を除外合意の対象とすることはできません。

取得方法の第2として、特定受贈者からの相続、遺贈・贈与があります。例えば、経営者が子である後継者に株式を贈与した後、後継者が死亡してその子(経営者の孫)が相続した、遺贈を受けた、または生前贈与を受けたといった場合です。取得するのが後継者の子でなくても、兄弟姉妹であっても同様です。



「取得した」とは

あくまで「取得した」ことが要件です。株券発行会社においては、譲渡人である経営者が譲受人である後継者に当該株式にかかる株券を交付しなければ、その譲渡の効力は生じないので、「取得した」とはいえません。非公開会社や株券不所持の申し出がある場合は株券が発行されていないことがあるので、まず経営者が株式会社に対して株券の発行を請求し、後継者は経営者より株券の交付を受けてから除外合意をします。これに対し、株券発行会社でなければ、当事者の合意により株式譲渡の効力は生じます。なお、株主名簿の記載は、株式会社その他の第三者に対する対抗要件ですので、経営承継円滑化法上の「取得した」という要件には該当しませんが、経済産業大臣の確認(Q12)の申請をするまでに、株主名簿の記載をしておくのが望ましいでしょう。

対象となる株式

株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式、すなわち完全無議決権株式については、除外合意の対象から外されています。

さらに、後継者が所有する株式の

うち除外合意を除く議決権の数が総株主または総社員の議決権の過半数となる場合は、除外合意をすることはできません。例えば、後継者が総株主の議決権の51%に相当する株式を所有していた場合は、安定多数を確保するために旧経営者または現経営者から議決権の25%に相当する株式の贈与を受けたとしても、その贈与分の株式を除外合意することはできません。

対象となる株式であれば、経営者が贈与する株式の一部を除外合意の対象とし、その余の株式を「固定合意」(Q15)の対象とすることができます。株式の全部を除外合意することは同意できないが、一部を固定合意とするのであれば、遺留分の算定において妥協できるということがあります。後継者とならない相続人が合意しやすいよう、除外合意と固定合意の組み合わせも検討しましょう。

事業用資産の除外合意

株式以外の財産についても除外合意をすることができます。この財産の種類に関する定めはありませんので、事業用資産を広く除外合意の対象とすることができます。事業用資産を贈与するのであれば、この除外合意をすることが考えられます。

完全無議決権株式については、同条により除外合意の対象とすること



ができます。

株式以外の財産に関する除外合意は、株式に関する除外合意と併せて、相続人と後継者全員の合意をもって、書面により行わなければなりません。したがって、単独で事業用資産や完全無議決権株式に関する除外合意をすることはできません。

除外合意の効果

除外合意が有効となると、株式や事業用資産の贈与が遺留分算定の基礎とされる民法の規定が適用されなくなり、除外合意にかかる財産の価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないものとされます。

その結果、後継者とならない相続人は遺留分減殺請求をすることができなくなります。

これにより、中小企業の株式や事業用資産の贈与についての遺留分制度の弊害を取り除くことができます。

経営承継の円滑化が除外合意の趣旨である以上、除外合意は相続人やその代襲者以外の者には効力が及ばないので、経営者がした遺贈および贈与に対してする遺留分減殺請求には影響を及ぼしません。相続人以外の第三者に対して遺留分減殺請求をする場合には、除外合意にかかわらず、民法により遺留分の額が算定されることとなります。



Q11 :後継者とならない相続人に対する配慮はあるか？

非後継者の対抗措置

除外合意が遺留分制度の特例であり、その趣旨が事業承継の円滑化や後継者の地位の安定にありますから、後継者が除外合意の対象とした株式を処分した場合や、旧経営者または現経営者の生存中に後継者が中小企業の代表者として経営に従事しなくなった場合に備えて、除外合意と併せて、相続人と後継者は、その全員の合意をもって、書面により、当該後継者以外の推定相続人がとることができる措置に関する定めをしなければならないこととされています。

この措置の具体的内容について、経営承継円滑化法は規定をしていますが、考えられるのは、除外合意の解除、処分株式の対価や違約金の支払などです。

相続人間の衡平

Q10で述べた除外合意は、あくまで後継者に関するものであり、これだけを合意するのは後継者とならない相続人にメリットがないので、結局は除外合意ができない結果となるおそれがあります。

そこで、後継者の株式に関する除

外合意と併せて、相続人と後継者全員の合意をもって、書面により、相続人と後継者との間の衡平や相続人間の衡平を図るための措置に関する定めをすることができるとされています。

この措置の具体的内容について、経営承継円滑化法は規定をしていますが、その一例として、後継者とならない相続人が旧経営者または現経営者からの贈与または当該特定受贈者からの相続、遺贈・贈与により取得した財産の全部または一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができます。なお、この財産には中業企業の株式も含まれるので、後継者とならない相続人には議決権制限株式(代償として優先配当権の付与)を贈与して、後継者に議決権を集中させることができます。ただし、この株価を固定合意(Q15)することはできませんので、除外合意のみを検討してください。

また、Q4で述べた負担付贈与と同様に、後継者に対し、非後継者に金銭を支払う、経営者を扶養するとの義務を負わせるとの合意をすることも考えられます。



Q12 :特例を受けるための経済産業大臣の確認とは？

確認申請

除外合意をした後継者は、合意をした日から1か月以内に、次の事項について、経済産業大臣に対し、確認の申請をすることができます。

- ① 除外合意が中小企業の経営の承継の円滑化を図るためにされたものであること。
- ② 確認申請をした者が合意をした日において後継者であったこと。
- ③ 除外合意をした日において、後継者が所有する中小企業の株式のうち合意の対象とした株式を除いたものにかかる議決権の数が総株主の議決権の100分の50以下の数であったこと。
- ④ 当該後継者以外の推定相続人がとることができる措置に関する定めをしていること。

後継者が単独で確認申請できることがポイントです。

後継者は申請書を経済産業大臣に提出するのですが、その際には、除外合意に関する書面、印鑑登録証明書、定款、登記事項証明書、従業員数証明書、貸借対照表・損益計算書・事業報告書・附属明細書、上場会社に該当しない旨の誓約書、戸籍謄本、株主名簿等の書類を添付します。

後継者の死亡

経済産業大臣の確認を受ける前に、除外合意をした後継者が死亡したときは、その相続人は確認を受けることができません。旧経営者または現経営者の生存中に後継者が死亡することは除外合意の効力消滅事由とされているからです。



Q13 :特例を受けるための家庭裁判所の許可とは？

除外合意について経済産業大臣の確認を受けた後継者は、確認を受けた日から1か月以内に、家庭裁判所に対し、許可の申立てをします。その際には、経済産業大臣の確認証明書を添付しなければなりません。

この許可申立ても後継者が単独で行うことができます。この点が遺留分放棄(Q9)の手續と異なる点であり、非後継者の負担も軽減されています。

家庭裁判所は、除外合意が当事者の全員の真意に出たものであるとの

心証を得たときに許可をすることができます。

家庭裁判所の許可を受けたときに除外合意の効力が生ずることになります。

家庭裁判所の許可を受ける前に、除外合意について経済産業大臣の確認を受けた後継者が死亡したときは、その相続人は許可を受けることができません。旧経営者または現経営者の生存中に後継者が死亡することは除外合意の効力消滅事由とされているからです。



Q14 :合意の効力が消滅することはあるか？

除外合意は、次の事由が生じたときは、その効力が消滅します。

- ① 経済産業大臣の確認が取り消されたこと。
- ② 旧経営者または現経営者の生存中に後継者が死亡し、または後見・保佐開始の審判を受けたこと。
- ③ 除外合意の当事者(旧経営者の推定相続人でない後継者を除きます。)以外の者が新たに経営者の推定相続人となったこと。
- ④ 除外合意の当事者の代襲者が経営者の養子となったこと。

①の消滅事由の例として、経済産業大臣が偽りその他不正の手段により確認を受けたことを理由にその確認を取り消す場合があります。

②の消滅事由のうち、後継者の死亡については、後継者である相続人が経済産業大臣の確認や家庭裁判所の許可を受けることを禁じています。

これに対し、後継者とならない相続人が死亡したとしても、除外合意の効力が消滅することはありません。その相続人の代襲者が相続人となったとしても、③の消滅事由には当たりません。

③の消滅事由としては、経営者が婚姻した、新たに子が生まれたといった例が挙げられます。新たな配偶者や子を加えて新たに除外合意をすることはできます。

④の消滅事由は、後継者とならない相続人が死亡しても代襲者がその地位を承継するので除外合意は消滅しないのに対し、代襲者が経営者の養子となった場合にはその養子としての地位も取得するので、除外合意が消滅することになるということです。

以上の消滅事由は、次に述べる固定合意(Q15)でも同様です。



Q15 :遺留分の特例を使うには？－固定合意

固定合意の趣旨

遺留分に関する民法の特例の2つ目として、「固定合意」が認められています。

旧経営者または現経営者の相続人および後継者は、その全員の合意をもって、書面により、後継者が経営者からの贈与または贈与を受けた経営者の相続人からの相続、遺贈・贈与により取得した株式の全部または一部について、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を合意の時における価額とするとの合意(固定合意)をすることができます。

後継者が株式の贈与を受けた後に経営努力により中小企業の業績を向上させ、資産を増加させて、その結果株価が上昇すると、それに伴い後継者とならない相続人の遺留分額も上昇するというのであれば、後継者の負担が大きくなり、経営意欲を阻害することになるでしょう。しかし、民法では、遺留分算定の基礎となる贈与の価額を相続開始時を基準に評価するというのが最高裁判例です。この考え方は、生前贈与や特別受益を受けた相続人・受贈者と遺留分権利者である他の共同相続人との衡平を図るために必要なのですが、中小企

業の株式の贈与については上述した弊害が生じることとなります。そのため、株価を相続開始時ではなく、合意時の価額に固定するというのが固定合意の趣旨です。

これにより後継者のジレンマを解消し、遺留分額の増大を気にせず経営に専心することができます。

固定合意の要件

相続人全員の合意や書面作成のほか、株式の取得方法、「取得した」の意義、対象となる株式の種類・数、当該後継者以外の推定相続人がとることができる措置に関する定めについては、除外合意(Q10)と同様です。固定合意においても、固定合意と併せて、相続人と後継者全員の合意をもって、書面により、相続人間の衡平を図るための措置に関する定めを行うことができます。

固定合意特有の要件としては、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額があります。これは、合意時における価額であり、弁護士や公認会計士・税理士等が相当な価額として証明をしたものに限りませ



ん。

また、事業用資産や完全無議決権株式に関する固定合意をすることはできませんので、除外合意を検討した方がよいでしょう。

固定合意の効果

固定合意が有効となると、その対象となった株式について遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額は、固定合意で定めた価額とされます。

これにより、贈与した株式の価額の評価についての遺留分制度の弊害を取り除くことができます。

ただし、株価が上昇すればよいですが、下落した場合でも固定合意で定めた価額が遺留分算定の基礎となる財産額として算入されることにな

り、固定合意をしない場合よりも遺留分権利者である後継者とならない相続人の遺留分額が増加し、後継者の負担が大きくなります。これでは逆効果ですので、慎重な検討が必要となります。

除外合意と固定合意の組み合わせもできることは既に述べたとおりです(Q10)。

手続

経済産業大臣の確認(Q12)や家庭裁判所の許可(Q13)についても、その手続は除外合意と同様です。

ただし、固定合意の場合、確認申請時に、弁護士等が相当な価額であるとの証明を記載した書面を提出します。



Q16 :企業内承継の長所・短所は？

親族内に後継者候補がいなければ、まず企業内の役員や従業員を後継者として選定することが考えられます。事業を知っており、経営理念を理解している役員等の中から後継者を探すのは、事業承継としては効率的であり、経営者としても安心できるころでしょう。

ただ、親族内で後継者が育っていないので、中継ぎとして役員等に経営を一時的に任せるとするのは、後にその役員等から不満が生じるおそれがあり、親族の後継者と対立する可能性があります。

また、事業承継をするのであれば、後継者となる役員等に対し、現経営者または旧経営者の有する株式や事業用資産を売却した方がよいので、経営承継円滑化法に基づく日本政策金融公庫等の貸付けを利用するなど資金調達を検討する必要があります。経営者の株式を全部売却するけれども、影響力を維持したという場合は、経営者に拒否権付種類株式(Q5)を発行すればよいでしょう。

これに対し、後継者に資力がなければ、経営者やその親族が株式を保持したまま、後継者に代表者を交代することになります。これであまく

いけばよいですが、株主総会で重要な議題が否決されたり、解任されたりするおそれがある中で、後継者が経営意欲を保つことは困難となりますし、現経営者が中業企業の代表者を退任しても、金融機関が連帯保証人から外れることを承認しないことがありますので、なるべく株式の売却を検討した方がよいでしょう。

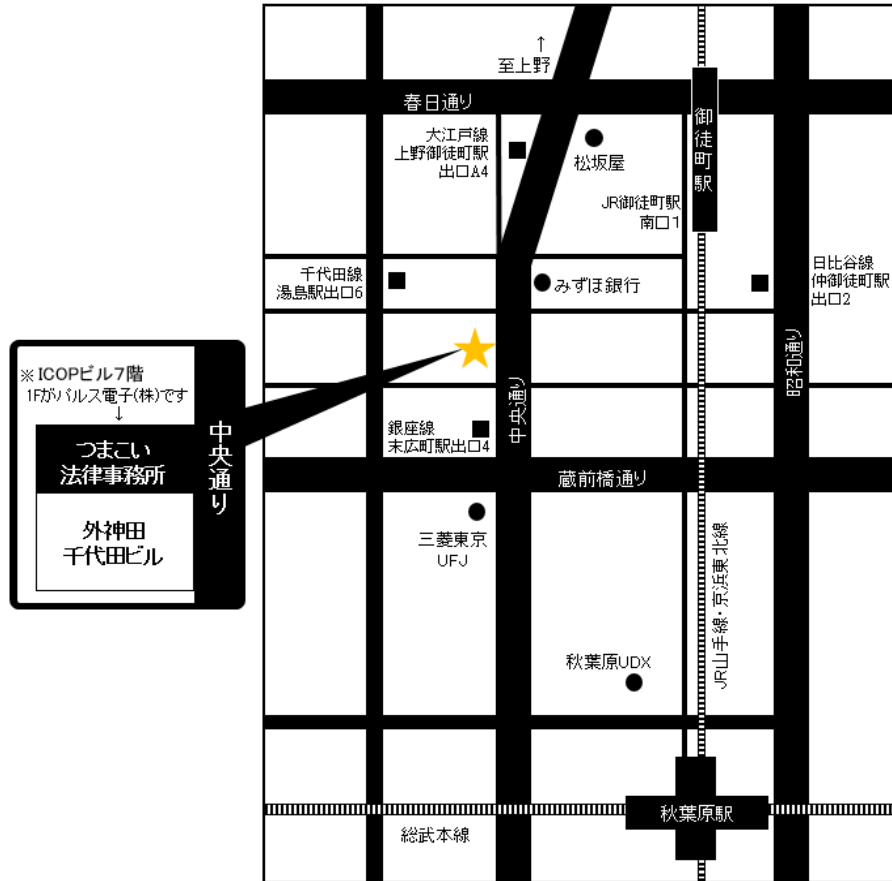
企業内承継として、外部の取引先や金融機関から後継者を招聘することも考えられますが、同様の問題は生じます。

以上の企業内承継については、親族の理解が得られるよう努めなければなりません。親族が経営に関与しないとしても、議決権制限株式(Q7)を相続させて剰余金配当(会社法453条)が得られるようにするなどの配慮が必要でしょう。

一方、M&Aも事業承継の手法として否定されるものではありません。

どのような事業承継がよいのかを検討するには、現状分析から始まります。現状分析や事業承継計画の策定から弁護士が関与できますので、商業登記や不動産登記、決算書などの資料をお持ちになり、ご相談ください。





- 銀座線「末広町駅」下車、出口4を出て、上野方向に進み、鍛成通りを横断して左4軒目。徒歩2分。
- 千代田線「湯島駅」下車、出口6を出て、御茶ノ水方向に進み、2つ目の路地を左に曲がり、中央通りに出たら右に曲がってすぐ。徒歩3分。
- JR山手線「御徒町駅」下車、南口1を出て中央通りを渡り、中央通り沿いを秋葉原方向に直進。徒歩6分。
- 日比谷線「仲御徒町駅」下車、出口2を出て、昭和通りを秋葉原方向に進み、1つ目の路地を右に曲がり、中央通りを渡ったら左に曲がってすぐ。徒歩6分。
- 大江戸線「上野徒町駅」下車、出口A4を出て中央通り沿いを秋葉原方向に直進。徒歩4分。

弁護士 佐久間大輔

つまこい法律事務所

〒101-0021 東京都千代田区外神田6-16-9 ICOPビル7階

TEL: 03-6806-0265 FAX: 03-6806-0266

URL: <http://mentalhealth-tsumakoilaw.com/>

※本パンフレットで提供する解説等の著作権は、弁護士佐久間大輔に帰属します。
無断で本パンフレットを複製、頒布、改変等を行うことを固く禁じます。